

今回のテーマ「ベトナムの水際対策緩和」について

ベトナムの水際対策については、在ベトナム日本国大使館のホームページをご覧ください。

https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.html



在ベトナム日本国大使館

Đại sứ quán Nhật Bản tại Việt Nam

3 日本とベトナム間の往来再開関連（日本又はベトナムへ渡航したい方へ）

(1) ベトナムへの渡航を希望する日本人の皆様へ

● ベトナムへの入国を希望する日本人の皆さまへ



「ベトナムに入国する前の SARS-CoV-2 ウィルス検査要件の一時停止に関する公電」が2022年5月13日発出されました。

仮和訳文をご覧ください。↓↓

<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100344290.pdf>

【本文】

2022年5月16日更新

1. ベトナム政府の発表

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって以来、ベトナムへの入国には制限がありましたが、2022年3月15日、ベトナム政府は、新型コロナウイルスのための水際措置が適用される以前の入国手続に戻すことを発表しました。これを受け、本ホームページでは、ベトナムへの入国方法の現状について説明します。

【ポイント】

※現在ベトナムには、感染症危険情報（レベル2：不要不急の渡航は止めてください。）が発出されております

〔ベトナム入国前〕

- 日本人の入国については、旅券の種類及び入国目的にかかわらず、入国日から15日間の滞在については査証免除となります。詳細は ※1 をご参照ください（ビザが必要な場合の電子申請やAPECカード等についても記載）。
- なお、ワクチン接種の有無や回数は入国の条件としては規定されていません。
- 入国前の陰性証明書の取得・持参は入国の条件ではなくなりました。

【関係通達】

- ・5月13日付越首相府指示No.416/CD-TTg「ベトナムに入国する前のSARS-CoV-2ウィルス検査要件の一時停止すること」

〔ベトナム滞在中〕

- 新型コロナウイルスの症状が出た場合、保健当局に直ちに報告してください。
- 入国日から10日以内は自己健康観察を行ってください。自己健康観察の具体的な運用は、滞在先を通じ、保健当局等にお問合せください。
- なお、入国後の隔離期間はなくなりました。

※1 https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/JJP_Shuttsunyukoku.html

（ベトナムへの出入国情報）